

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月27日

【会社名】 日本リーテック株式会社

【英訳名】 NIPPON RIETEC CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田邊昭治

【最高財務責任者の役職氏名】 該当なし

【本店の所在の場所】 東京都北区西ヶ原一丁目52番10号  
(注) 平成25年7月1日から本店は下記に移転する予定である。  
本店の所在の場所 東京都千代田区神田錦町一丁目6番地

【縦覧に供する場所】 日本リーテック株式会社 中央支店  
(千葉県松戸市上本郷701番地)  
日本リーテック株式会社 東北支店  
(宮城県仙台市宮城野区岩切分台一丁目8番地の6)  
日本リーテック株式会社 中部支店  
(愛知県あま市上萱津北ノ川47番地)  
日本リーテック株式会社 関西支店  
(大阪府大阪市北区本庄西二丁目21番4号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
(注) 上記の東北支店及び関西支店は、法定の縦覧場所ではないが、投資家の便宜を考慮し、縦覧に供する場所としている。

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 田邊昭治は、当社の第4期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。